

## 個人情報保護規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都診療放射線技師会（以下、「この法人」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し、個人情報保護法その他関係する法令等に基づき必要な事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮するとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規程における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、連絡先その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。ただし、番号法第2条に定義される特定個人情報は含まない。

#### (2) 個人情報データベース等

特定の個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、生年月日順など）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態においているもので、紙媒体、電子媒体の如何を問わない。

#### (3) 個人データ「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

#### (4) 保有個人データ

個人データのうち、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものをいう。ただし、その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるものは除く。

#### (5) 個人情報管理責任者

個人情報保護を管理する責任者をいう。（以下、「管理責任者」という。）

#### (6) 個人情報管理担当者

個人情報保護計画の策定、実施、評価、改善等の個人情報保護のための業務について、その権限と管理的責任を有する者をいう。（以下、「管理担当者」という。）

#### (7) 個人情報取扱担当者

個人情報のコンピュータへの入力・出力、台帳・申込書等の個人情報を記載した帳票・帳表、また出力された個人データを保管・管理等する担当者をいう。（以下、「取扱担当者」という。）

### (この法人及び役職員・委員等の責務)

第3条 この法人は、本規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。

2 この法人の役職員・委員等であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに第三者に知ら

せ、または不当な目的のために使用してはならない。

(管理責任者等)

第4条 この法人は、個人情報の適正な管理および安全保護を図るため、管理責任者、管理担当者、取扱担当者を置く。

- 2 管理責任者は、この法人の会長とする。
- 3 管理担当者は、庶務を担当する理事とする。
- 4 取扱担当者は、事務職員と出力された個人データを保管・管理する担当者とする。

(個人情報の利用目的)

第5条 この法人は、入会時等に個人情報を収集し、次の目的で利用する。

- (1) 会員登録、会費請求および、その更新処理等に関する諸手続きとお知らせ
  - (2) 会誌等、各種ご案内の発送
  - (3) 各種手続きの際のご本人であることの確認
  - (4) 各種イベントの参加に関する諸手続きとお知らせ
  - (5) 各種アンケート調査等の依頼
  - (6) 個人を識別できないように加工した統計データの作成
  - (7) 公益社団法人日本診療放射線技師会への各種連絡
  - (8) 本会が提供するサービスに関する案内等の送付
  - (9) 利用者からのお問い合わせに関する本人確認と回答等
  - (10) 不正・不当な目的でサービスを利用しようとする者の特定および利用のお断り等
  - (11) 上記の利用目的に付随する会務遂行等
- 2 この法人は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲において利用目的を変更することができる。その場合、本会所定の方法により本人に通知し、公表しなければならない。
  - 3 この法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。
  - 4 前項は次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
    - (1) 法令に基づく場合
    - (2) 個人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
    - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成に特に必要な場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき
    - (4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(不適正な利用の禁止)

第6条 この法人は、違法又は不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(個人情報の取得)

第7条 この法人は、個人情報を取得するにあたって、利用目的の達成に必要な限度において適正かつ公正な手段により行わなければならない。

- 2 個人情報は、本人から取得されなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。
  - (1) 本人の同意があるとき
  - (2) 法令に基づくとき
  - (3) 個人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) その他、管理責任者が本人以外から取得することに相当の理由があると認めたとき
- 3 個人情報を取得した場合は、あらかじめ利用目的を本人に通知または公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知または公表しなければならない。ただし、利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、及び取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合はこの限りではない。
- 4 不当な社会的差別の原因となるような個人情報は、これを取得してはならない。

(個人情報の管理)

第8条 管理担当者及び取扱担当者は、個人データを取り扱う事務の目的を達成するため、個人情報を正確かつ最新の状態に保たなければならない。

- 2 管理担当者は、個人データの漏洩、滅失及び毀損を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
- 3 定められた保管期間を過ぎた個人データは、速やかに廃棄または消去しなければならない。

(役職員の監督)

第9条 管理責任者は、個人データの安全管理を図るため、個人データを扱う役職員・委員等に対して、必要かつ適切な指示及び監督を行う。

(安全管理処置)

第10条 管理責任者は、個人情報を厳重に管理し、不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏えい等に対する予防処置および安全対策を講じなければならない。

(安全教育)

第11条 管理責任者は、取扱担当者ならびに委託先に対して、個人情報保護についての教育訓練を行わ

なければならない。

(委託先の監督)

第 12 条 管理責任者は、個人データの取扱い事務の全部または一部を外部へ委託するときは、個人データの保護のために、必要な措置を講じるとともに、その委託を受けた者に対し必要かつ適切な指示及び監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第 13 条 個人データは、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。ただし、第 5 条第 4 項のいずれかに該当するときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次の各号について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該個人データを第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること

(2) 第三者に提供される個人データの項目

(3) 第三者への提供の手段または方法

(4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること

3 以下の各号に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、本規程において第三者に該当しないものとする。

(1) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合

(2) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨ならびに共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ本人通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき

4 管理責任者は、前第 1 項第 2 項に従い個人データを第三者に提供する場合でも、必要があるときには、利用目的及び利用方法その他取扱いについて必要な制限を付し、または必要な措置を求めることができる。

5 管理責任者は、個人データを第三者に提供する際に、法令で定められた記録を作成しなければならない。また、第三者提供を受ける者も、同じく法令で定められた記録を作成しなければならない。これらの記録を合わせて「第三者提供記録」という。

6 本人は、自己の個人データの第三者提供記録の開示を管理責任者に請求することができる。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして、法令等で定めるものは開示の対象から除かれる。

(情報の開示)

第 14 条 利用者本人は、自己の個人データの開示を管理責任者に請求することができる。

- 2 管理責任者は、前項の申請があったときは、速やかに管理担当者に指示し、本人が請求した方法によって情報を開示しなければならない。ただし本人が指定した方法が困難である場合は書面により開示することができる。

(開示することの例外)

第 15 条 管理責任者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、保有個人データを開示しないことができる。

- (1) 開示することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認められるとき
  - (2) 開示することにより各組織の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
  - (3) 当該保有個人データに、本人以外の第三者に関する情報を含んでいるとき
  - (4) 開示することにより、法令に違反することとなるとき
  - (5) その他上記各号に準ずる相当な理由があるとき
- 2 管理責任者は、開示しない旨決定したときは、理由を明確にし、速やかに本人に通知する。

(情報の訂正等)

第 16 条 利用者は、自己の保有個人データに誤りがあるときは管理責任者に訂正、追加または削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

- 2 管理担当者は、前項による請求を受けたときは、速やかに調査を行い、その結果に基づき、訂正等を行わなければならない。
- 3 管理担当者は、前項によって保有個人データの訂正等を行ったときは、本人に速やかに通知する。
- 4 管理責任者は、相当な理由により、訂正等を行わないときは、理由を明確にし、速やかに本人に通知する。

(情報の利用停止等)

第 17 条 利用者は、自己の保有個人データが以下の各号に該当する場合、当該情報の利用停止また消去あるいは第三者提供の停止（以下、「利用停止等」という。）を請求することができる。

- (1) 保有個人データが第 7 条に違反して取得された場合
  - (2) 保有個人データが第 7 条、第 8 条及び第 13 条に違反して取扱われている場合
  - (3) 保有個人データを、事業者が利用する必要がなくなった場合
  - (4) 保有個人データの漏えい等が生じた場合
  - (5) 保有個人データの取扱いにより、本人の権利利益が害されるおそれがある場合
- 2 管理責任者は、前項による請求を受けたときは、速やかに調査を行い、その結果に基づき、利用停止等を行わなければならない。
  - 3 管理責任者は、前項によって保有個人データの利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨を決定したときは、速やかに本人に通知する。

(不服申し立て)

第 18 条 利用者は、自己の保有個人データの取扱いにおいて、不服があるときは、管理責任者に不服申し立てをすることができる。

2 管理責任者は、不服申し立てを受けたときは速やかに審議を行い、その結果を本人に通知する。

(報告義務)

第 19 条 役職員は、本規程に違反した行為を発見したときは、速やかに管理責任者に報告しなければならない。

2 管理責任者は、個人情報の漏えい等の発生時は、個人情報保護委員会に報告するとともに、本人に通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難かつ本人の権利利益の保護のために必要な代替措置をとっている場合はこの限りではない。

(改 廃)

第 20 条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日より施行する。